

●香川県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年4月15日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字西村1130番5地 先から 高松市木太町字中川東3868番6 地先まで	前	7.9~63.0	1,159	旧道の市道移管
高松市木太町字中川東3829番5 地先から 高松市東山崎町字佐古166番9 地先まで		7.9~63.0	2,006	
高松市春日町字川南488番1地 先から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで		25.2~63.0	2,133	
高松市春日町字川南488番1地 先から 高松市東山崎町字佐古188番1 地先まで	後	25.2~63.0	2,133	